

南相馬市鹿島区から避難をした申立人ら母子の避難慰謝料について、幼児につき視力障害（身体障害1級）、持病を抱えての避難所生活を考慮して月20万円の増額、避難中に救急搬送されたこと等を考慮して一時金10万円が認められ、また、母親につき幼児の介助を行いながら避難所生活を送ったことを考慮して月10万円の増額分が賠償された事例（別途直接請求で精神的損害の定額分を受領済み）。

和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X1、申立人X2（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、平成23年3月11日から平成23年9月末日までの別紙の損害項目について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

第2 和解金額

- 1 被申立人は、申立人X1に対し、第1項所定の損害項目及び期間に対する和解金として金50万円の支払義務があることを認める。
- 2 被申立人は、申立人X2に対し、第1項所定の損害項目及び期間に対する和解金として金20万円の支払義務があることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 清算

申立人らと被申立人は、第1項別紙記載の精神的損害については、第1項記載の期間を含め本和解に定める金額を超える部分につき、清算の効力は及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げないことを相互に確認する。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が記名押印の上、申立人らが1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年5月10日

（仲介委員 嘉本益巳）

別紙

申立人X1について	
損害項目	金額
精神的損害（増額）	500,000
合計	500,000

申立人X2について	
損害項目	金額
精神的損害（増額）	200,000
合計	200,000

和解金額合計	700,000
--------	---------